

令和 5 年度第 7 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 7 月 1 1 日

担当部・課：総務部管財課〔内線 4 0 8 2〕

① 件 名
行政庁舎の公共施設個別施設計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市の行政庁舎のうち、震災後新たに建築された雄勝総合支所、北上総合支所、荻浜支所、蛇田支所を除いた本庁舎、4 総合支所、2 支所については、建築後 1 8 年から最も長くて 6 0 年経過しており、建物及び設備の老朽化のほか、宮城県北部地震や東日本大震災などの地震による損壊により、幾度となく改修を行っているが、修繕を必要とする箇所が年々増加している状況である。</p> <p>【目的】 行政庁舎は、多くの市民が利用する行政機能の拠点施設であることから、計画的な修繕による施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を行うため、本個別施設計画を策定するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市公共施設等総合管理計画（平成 2 8 年 3 月策定、令和 5 年 3 月改訂） 第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 第 1 節 行政庁舎</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 8 年 3 月 石巻市公共施設等総合管理計画策定 令和 5 年 3 月 石巻市公共施設等総合管理計画改訂</p>
⑤ 主な内容
<p>1 計画策定の趣旨 2 基本目標 3 対象施設 4 計画期間 令和 5 年度から令和 1 4 年度までの 1 0 年間 5 対策の考え方 6 対策内容と時期 7 計画期間内の施設整備内容 8 個別施設計画（施設毎）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 適正かつ効率的な施設の維持管理が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 なし</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
宮城県、塩竈市、気仙沼市、白石市、角田市、登米市、栗原市、大崎市において策定済み

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他
建替、移転を検討する場合は、直接市民に影響があることから、検討委員会の設立やパブリック・コメントなど住民の意見聴取を行い、当該施設の基本計画や整備計画を策定する。